

第1回西知多医療厚生組合議会定例会

会 議 録

平成30年2月22日

西知多医療厚生組合議会

平成30年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告について	6
一般質問について	6
島崎昭三議員	6
1 外来初診者の現状について	
2 放射線治療棟の安全祈願祭が執り行われた。医療環境の整備と収益性をどのように考えているのかについて	
3 医療従事者の働き方改革、負担軽減に向けた考え方について	
西知多医療厚生組合情報公開条例の一部改正について	15
西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について	16
西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について	18
西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	21
西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	23
西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について	25
西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例の制定について	27
平成29年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）	29
平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）	31
平成30年度西知多医療厚生組合一般会計予算	34
平成30年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算	38
平成30年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算	41
平成30年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算	46
平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算	50

平成30年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

1 招集年月日 平成30年2月22日 午後1時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員(14人)

1番 井上正人

8番 竹内慎治

2番 工藤政明

9番 古俣泰浩

3番 田中雅章

10番 渡邊眞弓

4番 富田博巳

11番 大村 聡

5番 斉藤 誠

12番 勝崎泰生

6番 川崎 一

13番 島崎昭三

7番 井上純一

14番 富田一太郎

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 平成30年2月22日 午後1時30分

閉会 平成30年2月22日 午後3時51分

第1日 (2月22日)

1 出席議員(14人)

1番	井上正人	8番	竹内慎治
2番	工藤政明	9番	古俣泰浩
3番	田中雅章	10番	渡邊眞弓
4番	富田博巳	11番	大村 聡
5番	斉藤 誠	12番	勝崎泰生
6番	川崎 一	13番	島崎昭三
7番	井上純一	14番	富田一太郎

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管 理 者	鈴木淳雄	副 管 理 者	宮島壽男
副 管 理 者	佐治錦三	副 管 理 者	鈴木希明

[総務部]

総 務 部 長	矢野明彦	総 務 課 長 兼	和田真貴
		衛生センター所長	

ごみ処理施設建設課長 浅井紀克

[公立西知多総合病院]

公立西知多総合病院長	浅野昌彦	病院事務局長	天木洋司
病院事務局部長	岩堀良治	管 理 課 長	平岩資久
管理課課長兼	岡田光史	管理課課長兼	植松幹景
経営戦略室長		人事管理室長	

管理課課長兼	澤田和典	医 事 課 長	杉山誠一
健診センター課長			

医療情報課長	山田淳一郎	医事課統括主幹	守山直宏
--------	-------	---------	------

[看護専門学校]

看護専門学校長	竹内晴子	庶 務 課 長	前田達郎
---------	------	---------	------

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

清掃センター所長兼 小島 康 弘 健康福祉監 山内 政 信

清掃センター課長

[知多市]

環境経済部長 早川 毅 健康福祉部付部長 竹之越 康正

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局 長 林 絵 美 書 記 牧野 達 弘

書 記 西山 和 智

6 議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4		一般質問について
5	1	西知多医療厚生組合情報公開条例の一部改正について
6	2	西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について
7	3	西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について
8	4	西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
9	5	西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
10	6	西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について

1 1	7	西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例の制定について
1 2	8	平成29年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）
1 3	9	平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）
1 4	1 0	平成30年度西知多医療厚生組合一般会計予算
1 5	1 1	平成30年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算
1 6	1 2	平成30年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算
1 7	1 3	平成30年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算
1 8	1 4	平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月22日 午後1時30分 開会)

議長（富田一太郎）

おはようございます。本日は、御多忙の中、御参集いただき、大変御苦勞様でございます。

現在の出席議員は、14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、平成30年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、管理者から挨拶をいただきます。

管理者（鈴木淳雄）

皆さん、こんにちは。議長のお許しを得ましたので、開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成30年第1回西知多医療厚生組合議会定例会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合情報公開条例の一部改正について」初め14件の議案でございます。

何とぞ、十分な御審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、配布いたしました、議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、6番川崎一議員、8番竹内慎治議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(富田一太郎)

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項及び第199条第9項の規定により、監査委員から議長のもとに、平成29年10月分から同年11月分までの例月出納検査結果の報告、並びに定例監査結果の報告が提出されましたが、お手元にお配りをしたとおりでございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第4「一般質問について」を議題といたします。

配布いたしました一般質問通告一覧に従い、質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め1人30分以内ですので、よろしく願いいたします。

残り時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示し、5分を切った時点からは1分刻みで表示をし、残り時間がなくなりますと、卓上ベルでお知らせいたします。

それでは、一般質問に入ります。

13番島崎昭三議員の発言を許します。

13番島崎昭三議員。

13番(島崎昭三)

それでは、一般質問をさせていただきます。

平成27年5月に開院した西知多総合病院は、開院当初、市民から自分の病院で診療を受診するのに紹介状がないとなぜ高額な初診料を支払わなければならないのかという声を耳にしていたところです。

中京、中央社会保険医療協議会は、2月7日に2018年度診療報酬改定について厚生労働大臣に答申をいたしました。

その内容は、団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据えて、地域で医療の介護に前例のない連携を進める、いわゆる地域包括ケアシステムの構築が柱となっており、そのため、かかりつけ医機能に対して、医療点数の加算を新設して、入院から在宅医療へ流動するものとなっております。

年々増大する医療費の抑制が狙いであり、病院経営も大変難しい時代になってくるものと考えております。

また、当方針では、外来医療については、大病院の外来は紹介患者を中心とし、一般的な外来受診はかかりつけ医を受診することを基本としております。そのため、紹介状なしで受診した患者さんが初診時に選定療養費を支払うとされる地域医療支援病院の一般病床数を500床以上から400床以上に変更することの対応を掲げております。

そこで質問です。1番目は、外来初診者の現状についてです。

1点目、外来診療に当たっては、医院等のかかりつけ医療機関よりの紹介状がない場合、初診時選定療養費を2,160円支払をしておりますが、この制度についての理解は進んでいるものかについて。

2点目、紹介率、逆紹介率の状況について。

3点目、今後の病身年齢に向けた取組みについてお聞きいたします。

2番目は、放射線治療棟の建設に向けた安全祈願祭が執り行われましたが、医療環境の整備と収益性をどのように考えているかについてです。

浅野医院長は、建設に当たっての安全祈願祭の直会で、放射線治療装置がないことから、放射線治療が必要な患者さんは他病院を紹介している状況です。今回建設する放射線治療施設が完成しますと、がん治療方法の選択肢が広がり、より多くの症例に対応できるようになり、医療の質が向上するとともに、患者さんがより良い医療を受けられることになりますと挨拶をされました。

そこで質問です。

1点目、放射線治療を望む患者さんへの対応状況についてお聞きをいたします。この放射線治療施設は、放射線治療専門医師の確保により、建設を行うもので、私もがん治療の充実を期待をしている1人でございます。

建設費用は、多額になります。単独市の病院経営では、大変難しく、一部事務組合だからこそできる事業であると考えております。

そこで2点目。放射線診療科の収益性の考えについてお聞きをいたします。

先月、知多市議会市民クラブは、北九州八幡地区の産業医科大学病院を視察をいたしました。同病院は、労災保険料特別会計の補助金対象となっております。厚生労働省が推進する事業所における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

が公表されておりますけども、なかなか進んでおりません。そうした状況を踏まえ、同所より産業医科大学病院にモデルとなる両立支援科の設置を要望され、本年1月に診療科として両立支援科が新設されていきました。

国立がん研究センターの推計によりますと、2013年にがんと診断された患者約86万2,000人のうち、20歳から64歳の働く世代は約25万人で、3人に1人を占めております。働く世代にとっては、がん治療と仕事の両立や、治療後の就労など、さまざまな問題・課題があります。仕事が休めないで抗がん剤治療をしながら働くという選択をせざるを得ない方もみえますし、何といても、がんは1人で乗り越えていくにはとてもつらい病気とも指摘がされております。

今まではがん治療は不治の病でしたが、今は長く付き合う病気となってきたこともあり、経験豊かな働く世代ががんなどの病気になったときに、病気休職を前提に考えるのではなく、仕事と治療を両立させやすい環境の整備が求められていると考えております。

また、労働者の健康確保のための産業保健機能強化とともに、治療と仕事の両立支援における産業医の役割の需要性が増してきております。

一方では、不治の病と付き合いながら就労する支援医療体制とともに、労働環境法制の整備や、企業の支援制度により、効果的な制度の確立が期待をされておるところでございます。

そこで、3点目は、働き方改革、治療と仕事への両立に向けた両立支援科の設置に向けた研究についてお聞きをいたします。

3番目は、医療従事者の働き方改革、負担軽減に向けた考え方についてです。

本第196通常国会は、政府が重点課題と位置付ける働き方改革に長時間労働の抑制、労働訴訟の未然回避や離職率の改善が議論されております。働きやすい職場の位置付けに向けて、早急な改善が求められております。

とりわけ、診療における労働負荷の低減には、検査や入院説明、置き薬指導、診断書の作成代行等の業務は医師以外でも可能であると思っております。院内においても、働き方改革に向けて取り組まれていると思っておりますが、質問です。

良質な医療の基本は、高度な医療技術が前提であり、その医療技術を提供するあらゆる院内従事者の負担軽減、働き方改革に向けた環境整備が大切な時代となってきております。

そのために、具体的にどのような施策推進を検討されているのかについてお聞きをいたします。

議長（富田一太郎）

管理者。

管理者（鈴木淳雄）

島崎昭三議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項1、外来初診者の現状についてでございますが、西知多総合病院は、診療所と地域の医療機関との連携を深めながら、地域住民への質の高い急性期医療の提供に取り組んでおります。

昨年は、日本医療機能評価機構による病院機能評価を受審し、合格の内定通知をいただきました。これを受けまして、地域医療へのさらなる貢献のため、地域医療、支援病院の承認に向けて申請の準備を進めているところでございます。

各質問事項に対する答弁につきましては、院長及び部長からお答えさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（富田一太郎）

事務局部長。

事務局部長（岩堀良治）

質問事項1、外来初診者の現状についての1点目。初診時選定療養費の制度の理解は進んでいるのかについてでございますが、国が定めた制度で、医療機能による役割分担と病診連携の推進のため、紹介状を持たずに一般病床200床以上の病院を受診した初診患者さんから、初診料とは別に初診時選定療養費を徴収することができるかとされております。当院では、2,160円をご負担いただいております。

また、県内の一般病床200床以上の自治体立病院では、全て初診時選定療養費の徴収を行っております。

当院では、開院時よりこの制度についての患者さんの理解を促すため、ホームページや市広報で広く周知するとともに、病院の玄関や掲示板等の目につきやすい場所にポスターを掲示し、また、診療申込書の紹介状の有無記載欄に、初診時選定療養費の説明文を添えるとともに、初診受付の窓口での応対時に直接説明をしておりますので、患者さんにはご理解いただいているものと理解しております。

次に2点目、紹介率、逆紹介率の状況についてでございますが、本年度、4月から12月までの平均で、紹介率は58.3%、逆紹介率は86.7%でございます。昨年度同期間におきましては、紹介率は58.3%、逆紹介率は76.5%でございます。逆紹介率が伸びておりますが、紹介率は横ばいで、紹介状をお持ちにならずに来院される外来初診者が救急を受診した方を除いても、紹介状をお持ちになる患者さんの2倍近くおみえになるといった状況でございます。

なお、地域医療支援病院の承認条件としては、紹介率80%以上、若しくは、紹介率60%以上、かつ逆紹介率40%以上、または、紹介率50%以上、かつ逆紹介率70%以上となっており、当院は基準を満たしているわけでございますが、近隣の半田病院では、紹介率63%、逆紹介率79%という状況でございますので、一層開業医さんからの紹介率の向上に努力してまいります。

議長（富田一太郎）

病院長。

公立西知多総合病院長（浅野昌彦）

次に3点目、今後の病診連携に向けた取組みについてでございますが、当院では、来年度の目標として、地域医療支援病院の承認に向け準備を進めているところでございます。

地域医療支援病院の役割として、これまで行ってきた病診連携の取組みに加え、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめ、地域の住民代表、学識経験者等による委員会を設置し、地域医療の確保、推進に関する協議を行うことが必要となります。委員会自体は既に今年度から設置しておりますので、今後、実りのある協議を行っていくよう努力してまいります。

また、地域の医療従事者の資質向上のため、病院が研修を行うことも求められておりますので、できるだけ多く医療従事者に参加していただけるような研修、後援会の企画と、積極的なPRに取り組んでまいります。

そのほか、地域の診療所を対象に、それぞれの医療機能に関する調査を行い、患者さんの病状に対応できる医療機能を持った診療所に適切に逆紹介するとともに、当院に対する満足度アンケート調査を実施し、診療所等から高い評価が得られるように改善を図り、この地域でより一層病診連携が深まっていくように努力してまいります。

議長（富田一太郎）

病院事務局長。

病院事務局長（天木洋司）

質問事項2、医療環境の整備と収益性をどのように考えているかについての1点目、放射線治療を望む患者さんへの対応状況についてでございますが、現在、当院では放射線治療を行うことができないため、放射線治療の適用となる患者さんについては、他院へ紹介をさせていただいております。紹介した患者さんの放射線治療の経過は、紹介先から当院へ逐次報告をいただいております。治療が終了すれば、逆紹介を受けて、当院で治療を継続するといった状況でございます。

主な紹介先は、半田市立半田病院、大同クリニックでございます。具体的な状況としては、本年度4月から11月末までで、乳腺外科30人、呼吸器内科18人など、68人でございます。また、当院に放射線治療施設がないため、直接放射線治療のできる他院へ患者さんを紹介される開業医さんもかなりあるものと認識をしております。

続きまして、2点目、放射線診療科の収益性の考え方についてでございますが、放射線治療に伴う年間収支のシミュレーションでは、新規外来人数が年間150人、1日19人、240日稼働で、照射治療を実施し、照射対象部位を頭頸部等60%、乳房等40%と想定した場合、放射線治療装置などの機器等は、10年で更新いたしますと、診療報酬による収入は、外来収益として1億1,456万円、支出は、人件費が4,050万円、保守委託料が3,500万円、光熱水費が300万円、放射線治療装置位置決めCT周辺機器などの機器購入費が、繰り出し基準による一般会計負担分を除き、1年当たり3,378万円で、合計1億1,228万円となり、差し引き228万円の利益となります。

また、波及効果として、これまで当院で実施してきた手術による外科療法と抗がん剤による化学療法に放射線治療法が加わり、2つ以上の治療方法を組み合わせて行う集学的治療の選択肢が広がることで、新たながん治療患者として、恐らく入院患者が1日当たり2人程度増加し、入院収益で4,307万円、退院後、照射治療による外来収益が1,206万円の増収で、合わせて5,513万円となり、全体では、年間5,741万円の利益が得られるものと推定をいたしております。

議長（富田一太郎）

病院事務局部長。

病院事務局部長（岩堀良治）

続きまして3点目、働き方改革、治療と仕事の両立に向けた両立支援科の設置に向けた研究についてでございますが、がん治療を受けながら就労を続けようとする方々が治療と仕事を両立できるようにするには、第一に事業主の理解と支援が不可欠で、その上で治療を担当する医療機関の配慮と支援が求められると考えております。当院では、現在進めている放射線治療施設等、増築工事が完了いたしますと、いよいよ放射線によるがん治療を開始しますが、同時に、がん診療拠点病院の指定に向けた取組みを行ってまいります。

がん診療拠点病院では、がん相談支援センターの設置が義務付けられ、その業務の一つとして、産業保健等の分野との効果的な連携の下、就労に関する相談を行います。また、専従、専任の相談支援担当者を置くこととされております。現時点では、診療科としての両立支援科の設置は考えておりませんが、治療と仕事の両立に関して、充実した相談支援ができるがん相談支援センターの設置に向けて検討してまいります。

なお、現在行われている診療報酬改定において、就労中のがん患者について、患者の同意を得て、産業医への情報提供、就労上の留意点に係る指導、産業医からの助言を踏まえた治療計画の見直し等を行った場合を評価するとして、療養、就労両立支援指導料、及び相談体制充実加算が新設される見込みでございます。詳細を把握して、施設基準の取得を検討してまいります。

議長（富田一太郎）

病院事務局長。

病院事務局長（天木洋司）

質問事項3、医療従事者の働き方改革、負担軽減に向けた考え方についての1点目。医療従事者の負担軽減、働き方改革に向けた環境整備のための具体的施策推進の検討についてでございますが、厚生労働省が平成27年3月に示した医療分野の雇用の質向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引きにおいては、医療従事者の働き方、休み方の改善として、多職種の役割分担、連携、チーム医療の推進、医師事務作業補助者や看護補助者の配置、チームシフトの工夫、休暇取得の促進などの取組みが示され、働きやすさ確保のための環境整備として、院内

保育所、休憩スペース等の整備、短時間正職員制度の導入、子育て中・介護中の者に対する残業の免除、暴力・ハラスメントへの組織的対応、医療スタッフのキャリア形成支援などの取組みが示されております。

現在、当院におきましては、働き方・休み方の改善では、病棟への薬剤師配置による多職種の役割分担・連携、そして、緩和ケアチーム、認知症サポートチーム、栄養サポートチームによるチーム医療の推進、そのほか、医師事務作業補助者11人の配置、看護補助員の任期付き短時間勤務職員制度の導入、医師及び医療技術職の当直を勤務とし、翌日の午後を代休扱いとする勤務シフトの工夫、看護局の記念日休暇取得制度による休暇取得の促進などに取り組んでおります。

また、働きやすさ確保のための環境整備では、院内保育所の運営、医師・看護補助員・事務職の任期付き短時間勤務職員の採用、育児休業や育児短時間勤務制度による子育て支援、暴言・暴力に対応するマニュアルによる組織的対応に取り組んでおります。

そのほか、職員のキャリア形成支援としては、医師の自習研修や学会発表に対する一定額負担をはじめ、認定看護師資格取得における病院負担や、西知多医療厚生組合、職員の自己啓発等、休業に関する条例を制定し、大学等の課程履修のため休業を認めていることなどがございます。

今後、現行の制度について、評価・改善を図る中で、特に医師をはじめとした医療スタッフの確保、医師事務作業補助者と看護補助員の充実、メンタルヘルス対策の推進、職場内ハラスメント対策の推進などに重点を置いた取組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（富田一太郎）

島崎議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

はい、島崎昭三議員。

13番（島崎昭三）

具体的、かつ詳細な答弁をいただきましたので、再質問はございません。

要望を4点申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。

まず1点目は、選択という月刊誌がありまして、その2月号に放射線科専門医は医師全体の2%、約6000人強にすぎず、しかも放射線治療の専門医はさらに著

しく少なく、全国で1000人強ということで、この放射線の治療医師が全国的に不足してるという記事がございました。

このように専門医が少なく、確保が難しい状況の中で、当院は、放射線治療の専門医を招へいすることができました。このことは、浅野委員長をはじめとする、関係者の大変なご努力に心から敬意を表しておきたいと思います。

現在の放射線科は、放射線治療が始まれば、放射線診断科と放射線治療科に分割、役割分担されるのではないかと考えておりますが、両科が緊密な連携の下、がん治療を希望する患者さんへの適切な治療に取り組んでいただけるように要望をさせていただきます。

2点目は、先般、西知多総合病院だよりの2018年1月から3月号を拝読をいたしました。お聞きしますと、この便りは、院内はじめ関係先に配布をされているということでございました。便りの内容を見ますと、地域完結型医療の取り組みですとか、放射線科の地域医療への貢献、今流行のインフルエンザ予防、院内イベント等々、市民への情報発信ツールとして、院内の各セクションの診療内容がよく理解でき、私にとりましても、大変参考になったところであります。現在、この便りは西知多総合病院のホームページにアップされておられません。多くの市民の皆さんに病院の取り組みですとか、運営方針の考え方を理解いただけるよう、ホームページへのアップを要望しておきたいと思います。

3点目は、この便りでは、放射線科の医療内容の紹介をされております。その中で、MRIに関しては、検査所要時間の都合上、予約枠が少なく、ご不便をおかけしていますとの記事でございました。現在、1日当たり40人程度の検査が行われているようではありますが、通常の検査予約をした場合、10日あるいは、12日先ということでございます。さまざまな病気の早期発見ですとか、診断にこのMRI検査は有効とされております。市民の要望も年々多くなってきていると考えておりますと、したがって、より円滑な検査が安定的に実施できますように要望をいたしておきたいと思います。

4点目です。最後になります。当院は、開院後、3年が経過をいたしました。両市民病院の統合による開院後、診療機能が大きく進展し、充実した医療の提供、地域医療機関との連携、市民に対する積極的な広報活動も展開されるなど、市民の期

待に込えていることは大変すばらしく、評価できるところでございます。さらなる取組みを支援をしていきたいと考えております。

一方、知多半島医療圏、北西部地域での救急医療や質の高い医療サービスの提供とともに、地域の医療機関との連携を強めながら、地域完結型の医療体制の構築を確かなものとするのが、最大の課題と言えます。浅野医院長を先頭に、院内で働く全ての関係者が心をついに、力を合わせて改革プランの実行を確実に実行し、目標の最終年度にはその成果が明らかになることを期待をいたしているところでございます。

以上、4点の要望を申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（富田一太郎）

以上で、13番島崎昭三議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

日程第5議案第1号「西知多医療厚生組合情報公開条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長。

総務部長（矢野明彦）

ただいま、上程されました議案第1号「西知多医療厚生組合情報公開条例の一部改正について」につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に準じて、個人に関する情報の規定の整理をするため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げます。

議長（富田一太郎）

総務課長。

総務課長兼衛生センター所長（和田真貴）

議案第1号「西知多医療厚生組合情報公開条例の一部改正について」の内容につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第7条第2号の改正は、情報公開制度において開示義務の対象から除外される個人情報について、その定義を明確化するため、規定の整備をするものでございます。

附則は、施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号「西知多医療厚生組合情報公開条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。全員賛成の挙手を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第6議案第2号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長。

総務部長（矢野明彦）

ただいま、上程されました、議案第2号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に準じて、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義の追加等をするため改正するものでございます。なお、詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げます。

議長（富田一太郎）

総務課長。

総務課長兼衛生センター所長（和田真貴）

議案第2号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」の改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第2条の改正は、個人情報の定義を明確化し、指紋データや旅券番号等の個人識別符号の定義と、個人情報のうち、特にその取扱いに配慮すべき情報である要配慮個人情報の定義を追加したものでございます。

2ページをお願いいたします。

第6条及び第14条の改正は、要配慮個人情報の定義を追加したことによる字句の整理等をするものでございます。

第17条の改正は、3ページをお願いいたします。

個人識別符号を開示義務の対象情報から除外するための規定を追加したものでございます。

第18条の改正につきましても、部分開示の際の非開示部分に個人識別符号を含めるための規定を追加したものでございます。

第26条の改正は、第2条の改正において、個人情報の定義を明確化した中で、電磁的記録についても定義したため、重複することとなった字句を削除するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第44条の改正につきましても、個人識別符号の定義をした規定の中で、個人情報の保護に関する法律を引用し、法令番号を付したため、重複することとなった字句を削除するものでございます。

附則、第1項は、施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

附則、第2項は、既に行っている個人情報取扱い事務に係る改正後の届出事項の届出期日についての経過措置を定めたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」原案に賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7議案第3号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長。

病院事務局長（天木洋司）

ただいま、上程されました議案第3号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、病院事業の職員の定数を増員するため改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、管理課課長兼人事管理室長からご説明を申し上げます。

議長（富田一太郎）

管理課課長兼人事管理室長。

管理課課長兼人事管理室長（植松幹景）

議案第3号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」の内容につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第2条第2項は、病院事業の職員定数を規定したもので、699人を783人に改め、その下、組合全体の合計人数であります727人を811人に改めるものでございます。

附則は施行期日で、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は、以上です。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番勝崎泰生議員。

12番（勝崎泰生）

病院事業の職員としてありますけども、増員に関する詳細説明をもう少しお願いします。

議長（富田一太郎）

管理課課長兼人事管理室長。

管理課課長兼人事管理室長（植松幹景）

ご質問の増員に関する詳細についてでございますが、平成22年4月に改正をいたしました現在の定数699人につきまして、東海市民病院、知多市民病院が組合に事業移管された当時の現状を反映された人数であり、平成23年4月に策定されました新病院建設基本構想及び基本計画の内容は反映されていないものでございます。

また、今回4月からの当初予算では、707人の職員数を見込んでおり、定数を超える状況が見込まれることになったため、今回の改正をお願いするものでございます。

なお、定数条例につきましては、上限人数を定めるものとされており、今後の放射線治療の開始や、全ての病床が稼働した場合などの今後の要因を考慮した人数であることから、直ちに上限数に達するための増員を進めていくものではございません。以上です。

議長（富田一太郎）

13番島崎昭三議員。

13番（島崎昭三）

2点お願いします。1点目ですが、病院事業職員の増による職種別の内訳について、2点目、県内同規模の公立病院との比較では、どのような状況なのかについてお聞きをいたします。

議長（富田一太郎）

管理課課長兼人事管理室長。

管理課課長兼人事管理室長（植松幹景）

ご質問の1点目、病院事業職員の増による職種別の内訳についてでございますが、職種としましては、医師職、医療技術職、看護職、事務・労務職の区分でございます。人数につきましては、医師職は改革プランにも掲載しております87人で、医療技術職は、放射線治療の開始やリハビリ部門の強化などを想定しました153人、看護職は全ての病床稼働を想定をいたしました486人、事務・労務職は、現状の見込みの57人が内訳であり、合計で783人とする改正をお願いするものでございます。

続きまして、御質問の2点目、県内同規模の公立病院との比較ではどのような状況なのかについてでございますが、病院により非常勤の配置や委託の状況が異なるため、一概に比較することはできませんが、許可病床499床とほぼ同規模で、近隣であります半田市立半田病院では、条例定数は660人でございます。

なお、非常勤や委託も含めた人数比較をした場合は、当院が1,026人であるのに対し、半田病院は1,134人という人数になるものでございます。

その他、参考といたしまして、558床の許可病床であります豊川市民病院の条例定数は738人に対しまして、同じ558床である小牧市民病院の条例定数は997人となっており、それぞれの実情により定数は異なる状況となっているものでございます。以上です。

議 長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

議 長（富田一太郎）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8議案第4号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長。

総務部長（矢野明彦）

ただいま、上程されました、議案第4号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、雇用保険法等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の期間を2歳に達する日までとすることができる場合の追加、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情等の追加等をするため改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長。

総務課長（和田真貴）

議案第4号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条の改正は、育児休業の対象となる非常勤職員の要件を追加するものでございます。第2条の3の改正は、この条の、この後ろに条を追加することに伴う字句の整理をするものでございます。

2ページをお願いいたします。新たに追加する第2条の4の規定は、育児休業法第2条第1項における条例で定める場合に関する規定を追加するもので、非常勤職員の育児休業を子が2歳に達する日までとすることができる場合について定めたものでございます。従前の第2条の4は、条を繰り下げ、第2条の5とするものでございます。

第3条の改正は、3ページをお願いいたします。第6号は、育児休業の再度の取得をする場合の特別な事情に、保育所等に入園を希望しながら入園がかなわなかった場合の規定を追加したものです。第7号の改正は、第2条の4を追加したことによる字句の整理をしたものでございます。

第4条の改正は、育児休業の再度の延長の要件に関する規定の整理で、第3条第6号の改正と同様の趣旨の規定を追加したものでございます。

第11条の育児短時間勤務の再取得の要件に関する規定におきましても、同様の改正をするものでございます。

4ページをお願いいたします。附則は、施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第4号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9議案第5号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長。

総務部長（矢野明彦）

ただいま、上程されました、議案第5号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、ごみ処理施設整備運営事業者選定審査会を設置するにあたり、非常勤特別職の職種を新設したことに伴い、報酬額等を定めるため改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長。

総務課長（和田真貴）

議案第5号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条の改正は、非常勤特別職として、その他審査会等の委員の1項目を追加し、報酬の額を月額7,500円とするものでございます。これは、現在におきましては、平成30年度に設置を予定しております、ごみ処理施設整備運営事業者選定審査会の委員を予定してのものでございますが、当該審査会は常設の附属機関ではなく、事業者選定までの時限的な附属機関でございますので、非常勤特別職として個別名称ではなく、その他審査会として規定したものでございます。

別表第1の改正は、その他審査会等の委員にかかる費用弁償の額を定めるもの、別表第2の改正は、その他審査会等の委員にかかる移転料の額を定めるものでございます。附則は、施行期日で、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

13番島崎昭三議員。

13番（島崎昭三）

今後想定される、その他の審査会等についてお聞きをいたします。

総務課長。

総務課長（和田真貴）

御質問の、今後想定されるその他審査会等についてでございますが、衛生センターにおきまして、職員の定年退職により、この先数年のうちには技術員の正規職員数が0となりますが、その際には、安定的かつ効率的な施設運転への対応策として、長期包括委託を視野においた運転業務委託の検討をしていく必要があります。その場合に、適切な事業者選定にあたっての審査会を設置して対応することになると考えております。以上でございます。

議長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第5号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10議案第6号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長。

総務部長（矢野明彦）

ただいま、上程されました、議案第6号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、国家公務員に準じた退職手当の支給水準の引き下げ等を行うため改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長。

総務課長（和田真貴）

議案第6号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第8条の改正は、2ページを御覧ください。上から3行目の部分でございしますが、地方独立行政法人法の改正に伴い、条文に引用している条項の遺漏が生じたため改正するものでございます。

附則第2項の改正は、退職手当の基本額を減額する特例規定において、減額のための掛け率を改定するものでございます。附則は、施行期日で、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9番古俣泰浩議員。

9番（古俣泰浩）

1点、お願いをいたします。支給水準の引き下げに伴う影響などについてお伺いをします。

総務課長。

総務課長（和田真貴）

御質問の支給水準の引き下げに伴う影響額についてでございますが、今回の改正は、国家公務員における平均支給額の官民格差、78万1,000円を是正するための法改正に準じたものでございますが、実際の個々の支給額は勤続年数や退職時の給料月額によって大きな隔たりがございますので、職種ごとの標準的な例でお答えをさせていただきますと、勤続年数が25年とした場合で、事務職では約53万2,000円、医師では約76万4,000円、看護職では約49万1,000円の減額となる見込みでございます。

なお、平成30年度の定年退職者7名における退職手当額への影響額の合計は、387万5,000円でございます。以上でございます。

議長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第6号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11議案第7号「西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長。

総務部長（矢野明彦）

ただいま、上程されました、議案第7号「西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例の制定について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、ごみ処理施設の設計建設及び管理運営を行う事業者の選定等について審査及び審議するため、新たに審査会を設置するものでございます。

なお、詳細につきましては、ごみ処理施設建設課長から御説明申し上げます。

ごみ処理施設建設課長。

ごみ処理施設建設課長（浅井紀克）

議案第7号「西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例の制定について」の内容につきまして、条例の制定となりますので、一条ずつ御説明いたします。

資料の2枚目、条例案の1ページを御覧ください。

第1条は、この条例の趣旨を定めたもので、事業者選定審査会の設置、組織、運営等に関して必要な事項を定めるとしたものでございます。

第2条は、審査会の設置について定めたもので、組合は審査会を設置し、事業者の選定等について審査及び審議をするとしたものでございます。

第3条は、審査会の所掌事務を定めたもので、第1項は組合管理者の諮問に応じて事業者の選定方式、選定基準及び事業者提案の審査に関する事項を審議等するものです。同条第2項は、地方自治法施行例で定める総合評価、一般競争入札方式を採用する場合の学識経験者の意見聴取の要件については審査会での会議で兼ねるとするものでございます。

第4条は、審査会の委員の人数を、第5条は、委員の要件を定めたものでございます。

2ページをお願いいたします。

第6条は、委員の任期を定めたものでございます。

第7条は、審査会の会長について。第1項は選任方法を、第2項は職務を、第3項は会長の職務代理について定めたものでございます。

第8条は、会議に関する項目で、第1項は審査会の招集者を、第2項は議長を、第3項は会議の成立要件を、第4項は議事の議決方法を、第5項は非公開の会議とすることを定めたものでございます。

第9条は、関係者の出席等を定めたもので、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席等を求めることができるとしたものでございます。

第10条は、委員の守秘義務を、第11条は、審査会の処務の所管を定めたものでございます。

第12条は、委任規定で、この条例で定めるもののほかは管理者が別に定めるとしたものでございます。

附則は、施行期日で、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9番古俣泰浩議員。

9番（古俣泰浩）

1点、お願いをいたします。審査会の開催日程と報告日程についてお伺いをいたします。

ごみ処理施設建設課長。

ごみ処理施設建設課長（浅井紀克）

御質問の審査会の開催日程と報告日程についてでございますが、開催日程につきまして、事業者選定審査会は、平成30年度、31年度の2年間で、必要に応じて7回程度、平成30年度につきましては3回の開催を予定しております。報告の日程につきまして、審査会は非公開を予定しておりますので、審査会開催の日時及び各審査会での審議事項について、その都度の報告は審査会委員以外へは行わない予定であります。最終的な審査会での決定事項につきましては、管理者への答申の後、公表する予定でございます。

12番勝崎泰生議員。

12番（勝崎泰生）

第5条、委員のことでございますけども、学識経験を有する者の構成についてお願いします。

ごみ処理施設建設課長。

ごみ処理施設建設課長（浅井紀克）

御質問の、委員の学識経験を有する者の構成についてでございますが、学識経験者は、幅広く廃棄物行政の知識や経験を有する方を1人、廃棄物処理技術やエネルギー関連について大学等で研究を行っている方を2人、設計建設に加え長期的な運営を行う事業者を併せて選定するため、企業経営、財務の知識を有する方を1人、計4人以内を想定しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号「西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査会条例の制定について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。全員賛成の挙手を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12議案第8号「平成29年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長。

総務部長（矢野明彦）

ただいま、上程されました、議案第8号「平成29年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）」につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億円を増額し、補正後の額を30億6,276万2,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長。

総務課長（和田真貴）

議案第8号「平成29年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）」の詳細につきましては、4ページ、5ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。1款1項1目、負担金につきまして、病院事業会計負担金を東海市から3億650万円、知多市から1億9,350万円、合計5億円を増額するものでございます。

続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の繰り出し金につきまして、病院事業会計繰り出し金として5億円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第8号「平成29年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。全員賛成の挙手を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13議案第9号「平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長。

病院事務局長（天木洋司）

ただいま、上程されました、議案第9号「平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

第2条は、収益的収入及び支出で、収入では、第1款病院事業収益、第1項医業収益107億3,139万円から、補正予定額2億9,000万円を減額し、104億4,139万円とし、第2項医業外収益15億8,276万円に、補正予定額2億1,000万円を加え、17億9,276万円とし、支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用128億1,764万円に、補正予定額2億1,000万円を加え、130億2,764万円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出で、収入で、第1款資本的収入、第3項補助金2億7,425万円に、補正予定額2億9,000万円を加え、5億6,425万円とするものでございます。

第4条は、棚卸資産購入限度額で、21億4,100万円を、23億6,780万円に改めるものでございます。

なお、詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長。

管理課長（平岩資久）

「平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」の補足説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予定額明細書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款病院事業収益では稼働病床42

3床で当初の病院収益を見積りしておりましたが、運用できる病床が411床になったこと等に伴い、第1項医業収益、1目1節入院収益を2億9,000万円減額して、67億3,625万円とし、価格交渉等による削減を見込んで計上しておりました材料費の不足が見込まれることから、これを増額するための財源として、第2項医業外収益、2目1節他会計補助金に2億1,000万円を加え、6億1,083万円とするものでございます。支出の第1款病院事業費用では、第1項医業費用、2目8節薬品費に1億7,000万円を加え、12億8,311万円とし、9節診療材料費に4,000万円を加え、9億4,199万円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、昨年度から償還が始まりました新病院の医療機器整備にかかる企業債の今年度の元金償還額に対し、約2分の1を一般会計からの負担金で、約4分の1を一般会計からの補助金で繰入れをしていただいておりますが、償還元金が多額であり、病院事業収益で償還元金の残りを賄うことができないことから、第1款資本的収入、第3項補助金、1目1節他会計補助金に2億9,000万円を加え、5億6,425万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

12番勝崎泰生議員。

12番（勝崎泰生）

補正で5億、負担金を出していくわけですが、29年度の負担金の合計額は幾らになりますか。

管理課長。

管理課長（平岩資久）

御質問の29年度の負担金の合計額は幾らかについてでございますが、平成29年度当初予算における東海市及び知多市からの負担金の総額は20億2,196万円でしたが、今回の補正額を合わせますと、総額25億2,196万円となり、平成28年度に比べ1億6,448万円の増となるものでございます。以上です。

13番島崎昭三議員。

13番（島崎昭三）

2点お願いします。補正額5億円が必要となった背景と理由について。2点目は、今後の対応と取組について説明をお願いいたします。

管理課課長兼経営戦略室長。

管理課課長兼経営戦略室長（岡田光史）

御質問の1点目、補正額5億円が必要となった背景と理由についてでございますが、背景には医師、看護師などのスタッフ不足があり、当初稼働病床数を423床で予定していたものが411床運用となったことや、分娩取扱いを開始できなかったこと等により入院収益が減少したため、企業債償還元金財源が不足いたしました。また、抗がん剤などの高額薬品使用が増えたこと等による薬品費の増額などのため、材料費が増加したことと合わせて5億円の補正が必要になったものでございます。

御質問の2点目、今後の対応と取組についてでございますが、医師については大学医局への派遣依頼のほか、インターネット公募、紹介会社を通じた採用活動をこれまで以上に積極的に行い、看護師についても引き続き各種就職フェアへの参加や、看護学校訪問などによる採用活動を行い、スタッフ確保に努めてまいります。また、本年度も公立西知多総合病院改革プランにおける取組項目ごとの行動計画により、新施設基準の届出による収益向上、材料費の価格交渉による費用削減などの経営改善に取り組んでいるところでございますが、今後、収支改善を喫緊の課題として捉え、平成30年度の診療報酬改定の影響も見極めながら行動計画を見直し、最大限の収益向上、費用削減を達成するよう努力してまいります。以上です。

議長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第9号「平成29年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第2号)」につきまして、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長(富田一太郎)

ありがとうございました。全員賛成の挙手を得ました。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここでお諮りをいたします。この際、暫時休憩としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、ただいまより約10分間、14時50分まで暫時休憩といたします。

(休憩)

議長(富田一太郎)

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14 議案第10号「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長。

総務部長(矢野明彦)

ただいま上程されました議案第10号「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億950万8,000円で、前年度に比べ、1億5,325万4,000円の減額となっております。これは、ほかの会計分の構成市からの負担金にあたる、繰出金を減額したことによるものでございます。なお、詳細につきましては総務課長から御説明申し上げます。

議長(富田一太郎)

総務課長。

総務課長(和田真貴)

「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計予算」の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。2 の歳入から御説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目 1 節の負担金につきましては、23 億 9,756 万 7,000 円で、前年度に対し、1 億 6,324 万 1,000 円、6.4%の減でございます。内訳といたしましては、組合規約に基づく負担割合により、一般会計負担金につきましては、東海市、知多市同額の 3,252 万 2,000 円で、合計 6,504 万 4,000 円でございます。し尿処理事業特別会計負担金につきましては、東海市から 1 億 2,070 万円、知多市から 3,315 万 6,000 円の合計 1 億 5,385 万 6,000 円でございます。ごみ処理事業特別会計負担金につきましては、東海市から 4,143 万 5,000 円、知多市から 3,573 万円の合計 7,716 万 5,000 円でございます。看護専門学校事業特別会計負担金につきましては、東海市、知多市同額の 5,940 万 6,000 円で合計 1 億 1,881 万 2,000 円でございます。病院事業会計負担金につきましては、東海市から 12 億 423 万 1,000 円、知多市から 7 億 7,845 万 9,000 円で合計 19 億 8,269 万円でございます。

2 款 1 項 1 目 1 節の繰越金、1,100 万円につきましては、前年度執行残見込額による繰越金で、前年度までは歳出科目の予備費相当額を計上しておりましたが、決算見込額との差が大きいことから、決算見込額により予算計上したものでございます。

3 款 諸収入、1 項 1 目 1 節の預金利子につきましては、1,000 円を見込んでおります。

2 項 1 目 1 節の雑入につきましては、職員の生命保険や損害保険の給与控除による保険料納付事務に対する事務費として、93 万 6,000 円のほか、負担金の返還金等を見込んでおります。

以上、歳入予算合計は 24 億 950 万 8,000 円でございます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。3 の歳出について、御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目 議会費につきましては、76 万 8,000 円で前年度に対し、137 万 2,000 円、64.1%の減でございます。減額の主な理由は、病院建設、ごみ処理施設建設に際して、毎年実施しておりました行政視察を従前の状態である

隔年実施とさせていただくため、その旅費等の予算計上がされていないことによるものでございます。

議会費の主な内容といたしまして、1節報酬の54万6,000円につきましては、議員14人分の年間報酬額でございます。

13節委託料の16万2,000円につきましては、定例議会及び臨時議会の会議録、音声データの反訳委託料でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費につきましては、24億771万5,000円。前年度に対し、1億5,188万2,000円、5.9%の減でございます。

1節報酬の33万9,000円につきましては、監査委員、情報公開個人情報保護審査会委員など12人分の報酬でございます。2節給料の2,575万8,000円、3節職員手当等の2,073万円。

10ページ、11ページをお願いいたします。4節共済費の980万円につきましては、総務部長、総務課職員5人の、計6人分の人件費で、前年度に対し、人件費全体で77万3,000円の増となっており、給与改定や人事異動による影響のほか、共済組合負担金の算出方法変更による差でございます。

7節賃金の110万8,000円につきましては、組合事務職員の育児休業や病気休職等に対応するため、臨時職員一人分の賃金を計上いたしました。

11節需用費の199万8,000円につきましては、事務用消耗品費、燃料費などでございます。

12節役務費の157万3,000円につきましては、組合の施設間事務ネットワークの回線料など通信運搬費、公用車にかかる法定点検手数料や保険料などでございます。

13節委託料の909万円につきましては、事務事業委託料として公平委員会事務委託料はじめ7件、施設維持管理委託料として管理棟清掃委託料はじめ5件を計上いたしました。人事給与システム改修の完了などにより、前年度に対し68万2,000円、7%の減となりました。

14節使用量及び賃借料の186万9,000円につきましては、12ページ、13ページをお願いいたします。例規執務サポートシステム使用料や、事務用機器借上料などに加え、財務会計システムの更新にかかる5年間分のライセンス使用料

を新規計上いたしましたため、前年度に対し89万3,000円、91.5%の増となりました。

18節備品購入費の242万4,000円は、前年度に対し215万3,000円、794.5%の増で、耐用年数を経過した事務用端末機、ノートパソコン5台分と財務会計システム用パソコン等を更新する経費が主なものでございます。

28節操出金の23億3,252万3,000円につきましては、し尿処理事業特別会計、ごみ処理事業特別会計、看護専門学校事業特別会計、病院事業会計への負担金の操出金でございます。

3款公債費でございますが、1項1目23節償還金利子及び割引料の2万5,000円につきましては、一時借入金の利子を計上したものでございます。

4款1項1目予備費につきましては、100万円を計上いたしました。

以上、歳出予算合計は24億950万8,000円でございます。

14ページからは、特別職の報酬、一般職の給料、職員たちの状況を示した給与費明細書でございます。御参照いただき、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第10号 「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計予算」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。

全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号「平成30年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長。

総務部長（矢野明彦）

ただいま上程されました議案第11号「平成30年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,390万9,000円で、前年度に比べ681万9,000円の減額となっております。これは主に工事請負費の減額によるものでございます。なお、詳細につきましては、衛生センター所長から御説明申し上げます。

議長（富田一太郎）

衛生センター所長。

衛生センター所長（和田真貴）

「平成30年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。2の歳入から御説明申し上げます。

1款使用料及び手数料、1項1目1節の事業総務使用料の9,000円につきましては、行政財産の目的外使用を許可しております電柱等の土地使用料でございます。

2款1項1目1節の繰入金1億5,385万6,000円につきましては、一般会計からの負担金の繰入分でございます。

3款1項1目1節の繰越金の2,000万円につきましては、前年度執行残見込額による繰越金でございます。

4款諸収入、1項1目1節の雑入の4万4,000円につきましては、再任用職員の雇用保険被保険者負担金などでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。

1 款衛生費、1 項1 目事業総務費につきましては、3, 371 万1, 000 円。前年度に対し、46 万7, 000 円、1. 4%の減でございます。主なものといたしましては、衛生センターの常勤職員2 人、再任用職員2 人、臨時職員3 人の、合計7 人分の経費として、2 節給料1, 312 万円、3 節職員手当等852 万5, 000 円、4 節共済費551 万5, 000 円、7 節賃金583 万5, 000 円の、合計3, 299 万5, 000 円でございます。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。2 目し尿処理費につきましては、1 億3, 817 万3, 000 円で、前年度に対し635 万2, 000 円、4. 4%の減でございます。

11 節需用費の4, 441 万8, 000 円につきましては、処理用薬品、処理施設用消耗資材などの消耗品費、重油などの燃料費、電気料などの光熱費などがございます。処理用薬剤の種別変更などにより、前年度に対し84 万9, 000 円、1. 9%の増でございます。

13 節委託料の2, 532 万5, 000 円につきましては、水質検査委託料、槽清掃委託料、処理施設運転維持管理業務委託料など13 件分の委託料で、前年度と比較し150 万5, 000 円、6. 3%の増でございます。これは、平成29 年8 月から新規で開始した処理施設運転維持管理業務について平成30 年度以降は年間分として委託料を計上するため、その分増額となりました。

15 節工事請負費の6, 514 万3, 000 円につきましては、定期修繕工事が3 件分、計画修繕工事が10 件分の工事費及び突発修繕に対応するためのその他修繕工事費でございます。前年度との比較では、926 万2, 000 円、12. 4%の減でございますが、これは処理施設の修繕計画において、隔年や2、3 年おきに実施することとしている工事について、平成30 年度での実施が少ないことによるものでございます。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。2 款公債費、1 項1 目利子につきましては、一時借入金の利子2 万5, 000 円を計上したものでございます。

3 款1 項1 目予備費につきましては、200 万円を計上いたしました。

14 ページからは給与費明細書でございますので、御参照いただき説明は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9番古俣泰浩議員。

9番（古俣泰浩）

2点お願いをいたします。

17ページ、ウの級別職員級ですが、平成29年と平成30年度比較で、4級者1名の退職により、2級者1名を採用したのか。新規採用者1級ではないのかについて伺います。

議長（富田一太郎）

衛生センター所長。

衛生センター所長（和田真貴）

御質問の、平成29年と平成30年との比較で4級者1名の退職により2級者1名を採用したのか。新規採用は1級ではないのかについてでございますが、これは平成29年3月31日をもって、定年退職となった4級の主任指導技術員を、同年4月1日より2級の技術員として再任用したもので、退職前において指導的立場で現場職務を統括していた者であるため、給与条例に定める等級別基準職務表に従いまして2級への格付けをしたものでございます。なお、この職員以外に今まで6名を再任用いたしておりますが、同様の取り扱いをしております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

はい、よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第11号「平成30年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」、
原案に賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。

全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号「平成30年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別
会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長。

総務部長（矢野明彦）

ただいま上程されました議案第12号「平成30年度西知多医療厚生組合ごみ処
理事業特別会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4
38万5,000円で、前年度に比べ7,663万3,000円の減額となっております。これは主に環境影響評価業務委託料の減額によるものでございます。なお、
詳細につきましてはごみ処理施設建設課長から御説明申し上げます。

議長（富田一太郎）

ごみ処理施設建設課長。

ごみ処理施設建設課長（浅井紀克）

「平成30年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」の詳細につきま
しては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。2の歳入から御説明申し上げます。

1款1項1目1節のごみ処理事業費国庫補助金1,741万5,000円につき
ましては、ごみ処理施設の整備事業を実施するにあたり、国から交付される交付金
で、前年度に対し、2,500万3,000円の減額でございます。

2款1項1目1節の繰入金7,716万5,000円につきましては、一般会計からの負担金の繰入で、前年度に対し5,843万5,000円の減額でございます。

3款1項1目1節の繰越金980万5,000円につきましては、前年度執行残見込額による繰越金でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。

1款衛生費、1項ごみ処理事業費、1目事業総務費につきましては、5,670万9,000円で、前年度に対し1億2,330万9,000円、68.5%の減額でございます。なお、30年度から建設に係る業務に取り組むため、その経費を新設する1款1項2目に計上し、それ以外を1目としておりますのでお願いいたします。2節給料の854万、3節職員手当等の793万9,000円、4節共済費の321万3,000円につきましては、職員2人分の人件費で、前年度に対し、合わせて1,993万1,000円の減額でございます。

9節旅費の39万4,000円につきましては、ごみ処理施設に関する先進地視察等の旅費で、公設民営方式、いわゆるDBO方式を採用し、ごみ処理施設の整備事業に取り組んでいる施設を対象に視察を行い、今後の施設整備を検討する上で参考として参ります。前年度に対し、5万7,000円の増額でございます。

11節需用費の55万2,000円につきましては、事務用消耗品や書籍などの購入費のほか、印刷製本費として事業の進捗状況等に関する情報提供のため、同市の広報紙へ掲載する費用などで、前年度に対し8万7,000円の減額でございます。

13節委託料の3,587万5,000円につきましては、環境影響評価のうち準備書手続きに係る業務委託料や地下水モニタリング調査業務委託料などで、前年度に対し、1億283万2,000円の減額となっております。なお、環境影響評価業務につきましては、31年度までの債務負担行為による契約を行っております。

19節負担金補助及び交付金の13万5,000円につきましては、全国都市清掃会議への負担金などで、前年度に対し、1万9,000円の減額でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。新設の2目ごみ処理施設建設費につきましては、4,667万6,000円でございます。

1 節報酬の 1 8 万円につきましては、ごみ処理施設の設計建設及び管理運用を行う事業者の選定にむけて設置する審査会の委員に支払う報酬でございます。2 節給料の 8 8 0 万 2, 0 0 0 円、3 節職員手当等の 8 1 3 万 9, 0 0 0 円、4 節共済費の 3 1 6 万 8, 0 0 0 円につきましては、職員 2 人分の人件費でございます。

9 節旅費の 3 3 万 3, 0 0 0 円につきましては、外部資源化事業者との調整等のための職員の普通旅費と、選定審査会委員の費用弁償でございます。

1 1 節需用費の 3 万 6, 0 0 0 円につきましては、事務用消耗品の購入費等でございます。

1 3 節委託料の 2, 5 9 6 万 4, 0 0 0 円につきましては、ごみ処理施設整備運営事業者選定アドバイザー業務として、発注仕様書等の必要な資料の作成や、選定審査会の運営支援に関する業務の委託料などでございます。なお、アドバイザー業務につきましては、3 2 年度までの債務負担行為を予定しております。

1 4 節使用量及び賃借料の 3 万 1, 0 0 0 円につきましては、外部資源化事業者との調整のための有料道路通行料でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金の 2 万 3, 0 0 0 円につきましては、建設に関わる職員 2 人分の職員互助会事業への補助金でございます。

1 2 ページ、1 3 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目予備費につきましては、1 0 0 万円でございます。

1 4 ページから 1 9 ページまでは、給与費明細書でございますので御参照いただき説明は省略させていただきます。

2 0 ページ、2 1 ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書の過年度議決分は、2 8 年度予算で議決をいただいた環境影響評価業務委託で、3 0 年度から 3 1 年度までの支出予定額は 4, 6 4 3 万 6, 0 0 0 円でございます。当該年度分のごみ処理施設整備運営事業者選定アドバイザー業務委託は、発注仕様書等の作成から契約締結までを一連の業務ととらえ、3 2 年度までの 3 カ年の債務負担行為とするもので、3 1 年度から 3 2 年度までの必要定額は 2, 6 4 6 万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

13番島崎昭三議員。

13番（島崎昭三）

4点お願いいたします。

まず1点目は、7ページなのですが、歳入の1款1項1節ごみ処理事業国庫補助金循環型社会形成推進交付金内容について。

2点目は、9ページで、歳出になりますが、1款1項1目13節委託料、環境影響評価業務委託料などについて。

同じく9ページの歳出13節の委託料でございますが、地下水モニタリング調査業務委託料で、昨年11月30日に公表された、ごみ処理施設建設費における地下水汚染について県の調査結果はどのような内容であったのかについて。また、県の指導について、指導内容について。そして、これを踏まえての取り組みについて伺います。

最後4点目は、11ページですが、歳出の2款1項1目13節委託料で、ごみ処理施設整備運営事業者選定アドバイザーの業務委託の内容についてお聞きをいたします。

議長（富田一太郎）

ごみ処理施設建設課長。

ごみ処理施設建設課長（浅井紀克）

御質問の1点目、循環型社会形成推進交付金の内容についてでございますが、この交付金は環境省所管の交付金で、市町村が廃棄物の3Rを総合的に推進するため、公益的かつ総合的に廃棄物処理施設等の整備を計画し、循環型社会形成推進地域計画に位置づけた場合、その施設整備に対し交付金を交付するものでございます。平成30年度につきましては、環境影響評価業務委託及びごみ処理施設整備運営事業者選定アドバイザー業務委託に係る経費の一部が交付対象で、交付率は3分の1となります。

御質問の2点目、環境影響評価業務委託料の内容についてでございますが、平成28年度から31年度まで約3年半かけて行う環境影響評価手続きに係る業務のうち、平成30年度は今年度の調査結果を取りまとめた準備書の作成、公表の手続き、県の環境影響評価審査会への対応を実施します。これにあたり、準備書案の作成、

説明会資料の作成、環境影響評価審査会に提出する資料作成及び審査会への同席等を委託するものです。

御質問の3点目、地下水汚染について県の調査結果、県の指導内容、そしてこれをふまえての取り組みについてでございますが、県の調査につきましては、地下水汚染が確認された地点から半径約500メートルの範囲内の事業所等でのフッ素及びホウ素の取扱い、同範囲内での井戸の有無を調査しております。その調査結果が2月8日に県から続報として公表され、事業所等におけるフッ素及びホウ素の取扱いは確認されず、井戸の存在も確認されなかったという内容でした。また、地下水汚染が確認された地点は、埋立地の沿岸部であることから、埋立土及び海水由来である可能性が考えられるが、原因の特定にはいたらなかったと報告されています。県の指導内容につきましては、地下水汚染への適切な対応を求められ、これをふまえて年4回の地下水モニタリングを継続的に実施する予定です。

御質問の4点目、事業者選定アドバイザーの業務委託の内容についてでございますが、本年度に策定いたしましたごみ処理施設整備基本計画に基づき、新施設の整備及び運用を行う事業者の選定手続きへの総合的な支援を行うことを目的としております。具体的な業務内容につきましては、事業者の募集方法及び選定方法の検討をはじめ、要求水準諸等の事業者募集資料の作成支援、事業者提案の評価及び選定事務に係る支援、事業者選定審査会の運営支援等を予定しております。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第12号「平成30年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者 挙手)

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。

全員賛成の挙手を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号「平成30年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

看護専門学校長。

看護専門学校長（竹内晴子）

ただいま上程されました議案第13号「平成30年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,430万4,000円で、前年度に比べ、3,694万5,000円の減額となりました。これは、29年度に実施した学校校舎等の防水壁面補修工事に伴う設計管理委託料及び工事請負費を皆減したことによるものでございます。なお、詳細につきましては庶務課長より御説明申し上げます。

議長（富田一太郎）

庶務課長。

庶務課長（前田達郎）

「平成30年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。2の歳入の主なものを御説明申し上げます。

1款1項1目1節の看護専門学校使用料の1,674万6,000円につきましては、看護専門学校授業料及び行政財産の目的外使用を許可しております電柱等の土地使用料でございます。

1款2項1目1節の看護専門学校手数料の340万4,000円につきましては、受験料入学金などでございます。

3款繰入金の1億1,881万2,000円につきましては、一般会計から特別会計へ繰り入れるものでございます。

4款繰越金の2,500万円につきましては、前年度執行残見込額による繰越金でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。

1款1項1目事業総務費につきましては、1億4,154万6,000円、前年度に対し、3,502万2,000円、19.8%の減でございます。歳出の主なものといたしまして、常勤職員14人及び臨時職員1人の、合計15人分の経費として、2節給料の5,918万3,000円、3節職員手当等の4,616万8,000円、4節共済費の2,148万6,000円、7節賃金の109万5,000円でございます。

13節の委託料につきましては、昨年計上した防水壁面の補修工事の設計管理委託料を皆減したことにより、前年度より344万6,000円、47.3%の減でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。18節の備品購入費につきましては、昭和61年に取得しました老朽化した校内放送設備を更新するものでございます。

次に1款1項2目看護専門学校費につきましては、2,225万8,000円、前年度に対し、192万3,000円、8%の減でございます。昨年より予算額が減となった主な理由といたしましては、4節共済費として非常勤職員の社会保険料事業主負担金及び18節の備品購入費を減額したことによるものでございます。

8節の報償費のうち入学試験問題作成等謝礼金は、推薦入学の一般教養の問題作成及び採点、一般入学試験3科目分の問題作成及び採点の謝礼です。

14ページ、15ページをお願いいたします。18節備品購入費につきましては、女性糖尿モデルなどの教材備品を計画的に更新するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、教員のスキルアップをするための教員養成講習会参加負担金などを計上しています。

2款予備費につきましては、前年度と同額の50万円を計上させていただきました。

16ページからは給与費明細書でございますので、御参照いただき説明は省略させていただきます。

22ページ、23ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書につきまして、学生指導用のパソコン借上料として、期間を平成30年度から35年度とし、370万円を限度額として予定したものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9番古俣泰浩議員。

9番（古俣泰浩）

2点お願いいたします。

5ページ、看護学校費は前年度比でおよそ3,700万円のマイナスとなっておりますが、今後の学校の老朽化対策計画についてうかがいます。

2点目、10ページ。歳出1款1項1目2節の給料。職員を1名増員する考え方についてお願いいたします。

議長（富田一太郎）

庶務課長。

庶務課長（前田達郎）

御質問の1点目、看護学校費は前年度比較で約マイナス3,700万円となっているが、今後の学校の老朽化対策計画についてでございますが、29年度に実施いたしました校舎等の防水塗装工事の効果としましては、10年間の補償がつき、15年程度は効果が持続する予定でございます。従いまして、今後10年程度は校舎等の大規模な修繕は計画していませんが、老朽化した施設備品及び教材備品を計画的に順次更新して参ります。まず、30年度は学校放送設備の更新、31年度以降

につきましては、学生が利用する図書室の空調機能の更新、体育館の放送設備等の更新を考えております。

御質問の2点目、職員を1名増員する考え方についてでございますが、現状では、校長をはじめ専任教員の資格を有した看護職の職員が、常時11人いれば教育体制として整っていると考えております。現行の採用ルールといたしましては、定年退職者が定年をむかえる年度に1名の職員を採用し、採用年度に専任教員となるための必要な資格を取得するため、厚生労働省が認定した看護教員養成講習会約1年コースに参加させます。本来、養成職であれば、職員が定年退職した翌年に補充される職員を、当校では1年前に採用していただいて専任教員11名体制を維持できるよう職員採用をしていただいております。従いまして、カリキュラムなどの大きな見直しがない限り専任教員が常時11名体制を進めたいと考えています。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号「平成30年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。

全員賛成の挙手を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号「平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長。

病院事務局長（天木洋司）

ただいま上程されました議案第14号「平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について御説明申し上げます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第2条は、業務の予定量で、病床数は一般病床468床、年間患者数は入院患者数13万3,955人、外来患者数19万7,640人、1日平均患者数は入院患者数367人、外来患者数810人を予定し、主要な建設改良事業では、建設改良費として、放射線治療施設等建設工事費等で11億8,413万円、資産購入費として医療機器等の購入費10億4,348万円を予定しました。

第3条は、収益的収入及び支出費の予定額で、収入の第1款病院事業収益は134億250万円、支出費の第1款病院事業費用は137億6,011万円を予定いたしました。

第4条は、資本的収入及び支出費の予定額で、1枚はねていただき、2ページをお願いいたします。収入の第1款資本的収入は26億7,433万円、支出の第1款資本的支出は34億1,134万円を予定いたしました。

第5条の継続費は総額1億1,170万円で、年割額としまして、平成30年度は1,010万円、平成31年度は1億160万円と定めたものでございます。

第6条の企業債は、施設等整備事業11億5,310万円、医療機器等整備事業8億5,000万円、それぞれ限度額として定めたものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を15億円とし、第8条は、経費の流用ができる場合を定めております。

第9条は、議会の議決を経なければ、流用できない経費について定めております。

第10条は、一般会計から補助金を受ける金額を4億2,830万円とし、第11条は、棚卸資産の購入限度額を23億2,610万円と定めたものでございます。

第12条、重要な資産の取得は、器械備品の移動型放射線透視器械をはじめ、6品目でございます。なお詳細につきまして、管理課長から御説明申し上げます。

議長（富田一太郎）

管理課長。

管理課長（平岩資久）

平成30年度、西知多医療構成組合病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

26ページをお願いいたします。

平成30年度西知多医療構成組合病院事業会計予定額明細書により御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入で、第1款病院事業収益、第1項1目入院収益は79億335万円の計上で、1日平均入院患者数を367人で見込み、2目外来収益は25億8,908万円の計上で、1日平均外来患者数を810人で見込んだものでございます。3目その他医療収益11億3,018万円の主な内容は、個室使用料、予防接種・集団検診、人間ドッグ、個人健診等の収益、及び救急医療の確保などに要する経費として収入する一般会計負担金などでございます。

続きまして、第2項医療外収益は17億4,996万円の計上で、主な内容としたしまして、2目他会計補助金は、基礎年金拠出金にかかる公益負担に要する経費や、医師確保対策に要する経費などにかかる一般会計補助金、4目他会計負担金は、リハビリテーション及び高度医療などに要する経費にかかる一般会計の負担金などでございます。

右のページに移っていただき、中ほど、6目退職手当相当額負担金1億3,480万円は、職員の身分移行に伴う退職手当相当額にかかる一般会計負担金でございます。

1枚はねていただき、28ページからの支出をお願いいたします。

第1款病院事業費用、第1項1目給与費71億6,155万円の主な内容は、常勤医師78人、看護師437人など、職員707人分の人件費でございます。2目材料費、22億1,400万円の主な内容は、8節薬品費、及び9節の診療材料費等でございます。3目経費、23億4,620万円の主な内容は、このページの一番下の18節光熱費で、施設の電気料金やガス料金などでございます。

右のページ、9ページをお願いいたします。

上から4行目、22節修繕費として、医療機器及び建物等施設などの修繕料、24節賃借料として、白衣や医療機器などの借上料、26節委託料として、医療業務、給食業務、施設運転管理などの委託料、1枚はねていただき、30ページをお願いいたします。

上から節の4行目、30節手数料として、医師紹介手数料などがございます。このページの中ほど、4目減価償却費15億4,017万円は、建物、建物付属設備、器械備品などにかかる減価償却費でございます。

右のページ、31ページをお願いいたします

第2項医療外費用3億7,261万円は雑損失など、第3項特別損失644万円は、過年度損益修正損など、第4項予備費は、1,000万円の計上でございます。

1枚はねていただき、32ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入、第1項1目企業債20億310万円は、放射線治療施設等整備事業、がん患者等環境整備事業、及び医療機器等整備事業にかかる借入れで、第2項1目他会計負担金6億7,113万円は、建設改良に要する経費にかかる負担金、第3項1目長期貸付金返還金は、10万円の計上でございます。

続きまして、支出に移り、第1款資本的支出、第1項1目建設改良費22億2,761万円の主な内容は、放射線治療施設等建設費にかかる、工事請負費と工事管理委託料及びがん患者等環境整備事業でございます。2目資産購入費10億4,348万円は、医療機器等の購入費及びリース資産の購入費でございます。第2項1目企業債償還金11億1,775万円は、医療機器等の企業債償還換金でございます。第3項1目長期貸付金は、看護師等の養成施設を卒業後、組合の設置する病院に勤務する者に、修学資金を貸与するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9番古俣泰浩議員。

9番（古俣泰浩）

お願いをいたします。まず28ページ、1款1項1目1節の9行、病院事業の職員定数を改正したことによる職員増員計画の内容です。同じところで、臨床研修医を確保の状況と、研修終了後の勤務先について。29ページ、1款1項1目の22節の修繕費、医療機器等修繕料及び建物等施設修繕料の内容について。同じページ、29ページ、1款1項1目26節委託料、給食業務委託料と施設管理運転等委託料が、昨年対比で増となっている理由について。同じく29ページ、臨床検査委託料新規計上の理由と内容について、お願いいたします。

議長（富田一太郎）

人事管理室長。

人事管理室長

御質問の1点目、28ページの給料につきまして、病院事業の職員定数を改正したことによる職員増員計画の内容についてでございますが、平成29年度の当初予算人員と比較した場合には、医師では5人、看護師では61人、医療技術員では11人の増となっており、合計では77人増の707人の見込みで今回予算計上しております。医師につきましては、引き続き人材の確保に努めるとともに、看護師につきましては、外来病棟の看護体制の充実を図り、医療技術員につきましては、放射線治療開始のための放射線技師3人、早期離床促進のための作業療法士及び言語聴覚士各1人、地域医療連携を充実させるための社会福祉士2人などの増員を見込んでいるものでございます。

続きまして、御質問の2点目、臨床研修医の確保の状況と、研修終了後の勤務先についてでございますが、臨床研修医につきましては6人の募集枠のところ、6人がマッチングをしており、平成30年度は2年目の臨床研修医6人とあわせて、合計で12人となる見込みでございます。また、今年の3月に研修終了となります5人の臨床研修医につきましては、1人が4月から当院に勤務する予定となっており、残りの4人は本人の地元病院など、当院以外に勤務する予定となっております。

議長（富田一太郎）

管理課長。

管理課長（平岩資久）

続きまして、御質問の3点目、医療機器等修繕料及び建物等施設修繕料の内容についてでございますが、医療機器等の修繕料の主な内容といたしまして、旧病院よ

り移設した、使用頻度の高い2台のエクス線TV装置の管球交換を予定しているほか、移設機器等の緊急修繕対応経費を計上しているものでございます。建物等施設修繕料の主な内容としましては、病院機能評価の認定を受けたことに伴って、可能となった9階病棟にかかる緩和ケア病棟入院料の施設基準を取得するために、患者さんと家族との触れ合いや安心・安らぎの空間の整備として、屋上バルコニー部の緑化整備等を予定しているほか、突発修繕対応経費を計上しているものでございます。

次に、御質問の4点目、給食業務委託料と施設管理運転等委託料が、昨年対比で増となっている理由についてでございますが、開院時よりの長期委託契約が今年度末で終了することに合わせ、使用を見直したことに伴うもので、給食業務委託料については、人件費の上昇に伴う管理費の増、及び物価の上昇に伴う食材費の増などによって増額となったものでございます。施設管理運転等委託料については、人件費の上昇に伴う管理費の増に加え、セキュリティ対策のための夜間警備員の増員等及び建築基準法の改正に伴う防火設備点検等の追加、並びに従来は個別の委託業務として契約していた環境殺菌消毒業務等の追加によって増額となったものでございます。

次に、御質問の5点目、臨床検査委託料計上の理由と内容についてでございますが、臨床検査業務のうち、院内で測定できない項目について、外部業者への発注分を、平成29年度までは手数料で予算計上してまいりましたが、業務の内容を鑑み、平成30年度からは委託料に組み替えて計上しているものでございます。なお、平成30年度の臨床検査委託料は、平成29年度手数料の臨床検査手数料の予算額3,942万円に対して、約3%の増を見込んでいるものでございます。

以上でございます。

議長（富田一太郎）

よろしいですか。じゃあお次。

12番 勝崎泰生議員。

12番（勝崎泰生）

31ページの6目研究研修費の中の、46、47節の旅費と、研究雑費の学会等参加旅費と研修会負担金等の詳細をお願いします。

議長（富田一太郎）

人事管理室長。

人事管理室長

御質問の6目研究研修費の46節旅費、47節研究雑費についてでございますが、46節の研修を初め、学会・セミナー・勉強会・講習会などへの参加や、受講するための交通費を計上し、47節の研究雑費で、参加負担金を計上しているものでございます。内容としましては、医師につきましては、研修医も含めました延べ90人分の内科や外科の学費、専門資格医師のための研修会、臨床研修指導員講習会などに参加するための経費を計上し、看護師につきましては、延べ94人分の認定看護管理者の教育課程であるファーストレベル、セカンドレベル、サードレベル受講を初め、看護知識習得のための研修会や、救急の認定看護師取得のための経費を計上しているところでございます。医療技術職につきましては、延べ249人分の薬剤や放射線、臨床検査のリハビリ部門などの学会・講習会へ受講するための経費を計上しており、資格の維持や取得、または職務に必要なスキル・知識の向上をはかっているものでございます。

以上です。

議長（富田一太郎）

よろしいですか。

12番 勝崎泰生議員。

12番（勝崎泰生）

一つ要望をさせていただきたいと思っております。よろしいですか。

議長（富田一太郎）

はい、どうぞ。

12番（勝崎泰生）

負担金っていうのは、両市で3年経った病院に対して、できるだけ少ないほうがいいには決まっていますけども、この際、3年を経過した時点で、浅野院長と両市の市長に連携をしていただいて、医師を「魅力ある病院」ということで、かなり来ていただくためには、経営戦略室長もお見えになりますけども、最先端の機器を導入したりだとか、医学生、名大を初めとする日本全国の医学生、そして外国の医学生が興味を持つような機器等を総合病院で導入をしていただいて、浅野院長が最初から院長としてやっていただいている以上、この病院が安定するためには、という形で、

一層最先端の医療機器を導入していただきたい。このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（富田一太郎）

では、次よろしくお願いします。

13番 島崎昭三議員。

13番（島崎昭三）

2点お願いします。

まず、3ページですけれども、重要な資産の取得の中の、放射線治療装置の特性についてお聞きをいたします。

2点目ですが、16ページですが、継続費の関係で、がん患者等環境整備費の概要についてお伺いをいたします。

それから3点目は、後刻、全員協議会で詳細な説明があるようでありますので、質問は取り下げをさせていただきます。

議長（富田一太郎）

じゃあ、2点お願いします。

管理課長。

管理課長（平岩資久）

御質問の1点目、放射線治療装置の特徴についてでございますが、放射線治療はがんを初めとした悪性腫瘍に放射線を照射して、消滅または縮小させる治療法ですが、今回予定をしております放射線治療装置の主な特徴は、全身の複数箇所を対象とした連続照射が可能なこと、治療直前のCT撮影による正確で緻密な放射線照射によって、正常組織への副作用は軽減すること、手術では問題となる感染症や麻痺などの合併症、続発症の危険がほとんどないことに加え、1回の治療を短時間で終わることができるため、患者さんの負担が少ないことが挙げられます。なお、当該機種は、腫瘍の形・部位・大きさにあわせて、放射線の照射量や強さを变化させる強度変調放射線治療を行うことができる高精度の最新機種であり、東海地区では4番目の導入となるものでございます。

次に、御質問の2点目、がん患者等環境整備費の内容についてでございますが、愛知県がん診療拠点病院の指定を受けるために必要となる、がん相談支援センター設置に向けた環境整備として、患者さんと家族が集学的がん治療の内容及び治療前

後の生活上の注意点など、冊子や視聴覚機材などを用いて、自主的に調べることができる情報コーナー、心の悩みや体験等を語り合うことができる患者さんなどを整備することで、患者アメニティの充実を図るほか、地域医療連携として、開業医さんと病院が合同で研修や症例検討会などを行うことができる多目的ルームを整備するものでございます。

以上です。

議長（富田一太郎）

よろしいですか。ほかにありませんか。

1番（井上正人）

1番井上、議事進行に関する発言をします。

先ほどの議案質問に対する要望、勝崎議員の要望ですけども。本来、議案質疑というのは、議案に対して異議を正して、賛成反対か意思を導入するかのものだと思います。自分が言いたいことを言う時は、討論がありますので、議長の方で精査をしていただいて、よろしくをお願いします。

議長（富田一太郎）

はい。では、この件につきましては、どういたしますか。

今後、気を付けさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

1番（井上正人）

はい。

議長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（富田一太郎）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第14号「平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際、これを許します。

はい、管理者。

管理者（鈴木淳雄）

議長のお許しを得ましたので、第1回の定例会の閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。

今後とも、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（富田一太郎）

これをもちまして、平成30年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会いたします。終始御協力ありがとうございました。

(2月22日 午後3時51分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年2月22日

西知多医療厚生組合議会 議長 富田一太郎

6番署名議員 川崎 一

8番署名議員 竹内 慎治